

SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N°590
2020・4・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

ノーモア・ヒバクシャ訴訟最高裁判決について……………樽井直樹
「新型コロナウイルス対策」の「緊急事態宣言」……………澤藤統一郎

大阪支部特集

リツイートに対する不当な名誉毀損訴訟と闘う……………楠 晋一
ペルー人母子の在留特別許可を求めて……………高山良子
山田生存権訴訟—障害のあるひとり親の児童扶養手当併給調整違憲訴訟……………田中 俊
カルロス・ゴーン事件から思いをはせる……………川崎拓也
京都支部二月例会「新人弁護士の事件簿」報告……………高橋良太

シリーズ 憲法を知るための12冊

ジーン・シャープ著・瀧口範子訳「独裁体制から民主主義へ—権力に対抗するための教科書」……………岸 朋弘

ロースクールの実情と法曹養成

法律家になりたい人のための制度へ……………和田壮一郎

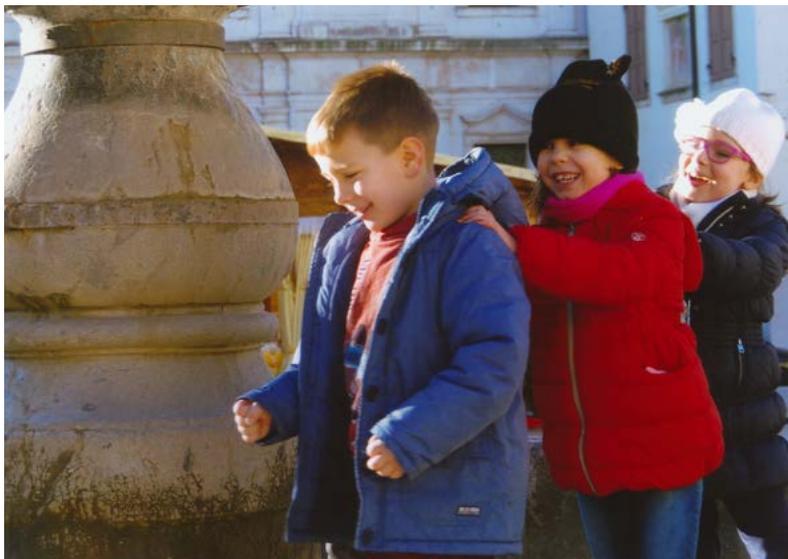
2019年度第4回拡大常任委員会（春のミーティング・宮崎）開催

地元企画「コンビニ店長の労働者性について」……………山田秀一

【議長ひとくちトーク】一人の人は社会に通じる

～マザーテレサから学ぶ社会改革と幸福の本当の道筋～……………北村 栄

安倍総理大臣および安倍政権に対し、桜を見る会について、徹底的な資料開示と説明を求め、桜を見る会に関する政治的・道義的・法的責任を追及する決議



ウーディネの子ども

ノーモア・ヒバクシャ訴訟 最高裁判決について

あいち 樽井 直樹

1

二〇二〇年二月二五日、最高裁第三小法廷は、ノーモア・ヒバクシャ訴訟に関する三つの事件、いずれも経過観察を受けている被爆者が行った原爆症認定申請を厚生労働大臣が却下した処分について、①白内障を原爆症と認めた広島高裁平成三〇年二月九日判決、②慢性甲状腺炎を原爆症と認めた名古屋高裁平成三〇年三月七日判決、③白内障を原爆症と認めなかった福岡高裁平成三二年四月一六日判決に関し、①②事件については国の上告を認めて被爆者の請求を棄却する、③事件については被爆者の上告を棄却するという不当判決を下した。

これらの事件は、被爆者援護法一〇条一項に規定する原爆症認定の要件である「現に医療を要する状態にある」（要医療性）につき、①広島高裁判決、②名古屋高裁判決が、経過観察も被爆者援護法一〇条二項一号の「診察」にあたるとして要医療性を認めていたことに対し、③福岡高裁判決は要医療性を否定していた。

2

原爆の放射線は被爆から七五年が経過するとする今もなお被爆者の身体を蝕み続けている。原爆被爆者に対する立法措置としては、一九五七年に原爆医療法が、一九六八年には原爆特別措置法が制定され、一九九五年に両法が統合されて被爆者援護法が制定されたという経緯

がある。原爆症認定制度は、原爆医療法の制定時に創設された制度である。原爆症認定制度は、国が、被爆者の罹患している疾病について原因が原爆による被爆であると認める唯一の制度であることから、被爆者にとっては重視されてきたものである。しかし、原爆症認定は極めて低い水準に抑えられていたため、原爆症認定を求める訴訟が提起されてきた。

二〇〇〇年七月一八日の松谷訴訟最高裁判決は、原爆症認定の要件のひとつである放射線起因性について、総合判断という枠組みを示し、被爆者を勝訴させた。

松谷訴訟最高裁判決を受けて国は原爆症認定の基準の見直しを迫られ、二〇〇一年に「審査の方針」を策定した。しかし、「審査の方針」は、科学的な装いを施しているものの、最高裁で勝利した松谷さんですら認定されないという基準であって、認定者数を抑制するという国の姿勢に変化はなかった。そこで、日本被団協は全国の被爆者に対し、積極的に原爆症認定申請を行い、却下処分に対して訴訟を提起することを呼びかけ、二〇〇三年以降、全国一六の地裁に三〇六名の被爆者が集団訴訟を提起することとなった。集団訴訟では、被爆者の健康被害の実態を踏まえ、国の基準の非科学性を暴くことによって、勝利を重ね、二七九名について原爆症と認めさせるとともに、二

〇〇八年には「審査の方針」を廃止させ「新しい審査の方針」の策定により認定者の増加を勝ち取り、二〇〇九年には当時の麻生首相と日本原水爆被害者団体協議会(以下、日本被団協)との間で集団訴訟の終結に関する確認書を締結し、今後被爆者が訴訟の場で争うことのないように協議を行うことも合意した。

しかし、新しい審査の方針の下でも却下される被爆者が続き、六つの地方裁判所でノーモア・ヒバクシャ訴訟が提起された。ノーモア・ヒバクシャ訴訟を通じて、多くの被爆者が原爆症と認定されている(二二〇名の被爆者のうち八四名が認定)。

3

このように、国の原爆症認定行政が司法によって批判され、原爆症と認定される被爆者が増加する中で、厚生労働省は、従来、放射線に起因する疾病に罹患した被爆者について当然のように認めてきた要医療性の要件を厳格に解するようになり、特に、経過観察を受けるにとどまり積極的な治療を受けていない場合には要医療性を認めないという運用を行うようになった。そのため、二〇〇九年度に要医療性を理由に却下した処分件数が、前年度の〇件から六一二件に、二〇一〇年度も六四六件に達するという事態になった。このため、ノーモア・ヒバクシャ訴訟において

要医療性の意義をどのように解するかが争点となってきた。下級審の判決は、国の主張を支持するものと否定するものに二分された。例えば、私が担当した名古屋の事件(前記②)では、一番が二名の原告について放射線起因性を認めながら要医療性を否定して請求を棄却、二番ではその二名について要医療性を認めて請求認容、国が一名についてのみ上告、という経過をたどった。

今回の最高裁が三事件について上告を受理して弁論を開くこととしたため、最高裁が、要医療性を巡って高裁レベルでも判断が分かれていることから統一的な判断を示そうとしていることが明らかになった。

ノーモア・ヒバクシャ訴訟の弁護団は、最高裁での弁論を、被爆者が最高裁で弁論をする初めての機会であると位置づけ、当事者の直接の訴えを重視するとともに、被爆者援護法の趣旨、被爆の実態、経過観察の重要性などを理解することを求める弁論を行った。

4

最高裁の判決は国の主張を追認するものになった。最高裁は、被爆者に対する手当の支給の問題に矮小化し、放射線起因性のある疾病に罹患した被爆者に支給される手当には健康管理手当、医療特別手当、特別手当の三つがあるという重層的な構

造があり、要医療性がある場合に支給される医療特別手当は月額約一四万円と「高額」であることから「要医療性」は一定の程度が必要で、経過観察について医学的に必要かつ妥当なものでは足りず、経過観察自体が、経過観察の対象とされている疾病を治療するために必要不可欠の行為であり、かつ、積極的治療行為の一環と評価できる特別事情があるか否かを個別具体的に判断すべき、との判断を示した。

この最高裁判決については、原爆症認定制度を手当の支給に矮小化するとともに、手当についても法の条文、現実の運用を離れた理解を示している。何よりも、今まで在外被爆者など被爆者援護法に関する事件で最高裁が繰り返し示してきた被爆者援護法の趣旨、社会保障的な性質にとどまらず国家補償的な性質を有する、という点を一顧だにせず、被爆者救済の枠を狭めるという判断を行ったことを指摘せざるを得ない。

被爆者の救済のために司法が果たしてきた役割に照らすと、今回の最高裁判決は、唯一の戦争被爆国の最高裁として恥ずべき判断であるといわざるを得ない。

5

日本国政府が核兵器の廃絶に背を向け、被爆者の援護にも消極的であり、日本の最高裁判所もこのような政府の姿勢を追認したが、

世界では、核兵器の非人道性と正面から向き合い、核兵器の開発、製造、使用等を包括的に違法とする核兵器禁止条約が採択され、発効に向けて

批准国を増やし続けている。

ノーモア・ヒバクシャ訴訟弁護団は、被爆者、日本被団協をはじめとする被爆者団体とも力を合

わせ原爆症認定制度の改定を求める運動に取り組んでいく決意である。

「新型」コロナ感染対策の「緊急事態宣言」

東京 澤藤統一郎

「緊

急事態宣言」条項を備えた、二〇二二年成立の「新型インフルエンザ特措法」。その危険な法律の適用対象に新型コロナウイルス感染症を加える改正法が三月二三日に成立した。三月九日発表の法案に反対する法律家一〇名の緊急声明は無視され、三月二日の審議開始からわずか三日間での成立である。主要野党が賛成にまわって、日本の民主主義の脆弱さを露呈した。

こんなときにこそ、あらためて肝に銘じておきたい。人権や民主主義の危機は、常にもっともらしい理由を伴って登場する。ブレない醒めた理性が必要なのだ。

「近

代憲法は、人権の主体としての個人と、権力の主体としての国家との緊張関係を軸に組み立てられている。権力の行使は、唯一の目的価値である人権を侵害することのないよう制約される。ところが、国家緊急の事態においては、その例外がまかり通らねばならないとする考え方がある。その例外を憲法自体に書き込む例もあり、個別の法にそのような例外を設ける例もある。

旧憲法には、いくつもの「国家緊急権規程」があった。第一四条（戒厳大権）、第八条（緊急勅令）、第三二条（非常大権）、第七〇条（緊急財政処分）などである。たとえば、戒厳令が敷かれた

地域内では、通常の立法・行政・司法は停止して司令官が専権をもち、「集会や新聞雑誌の発行の停止」「郵便電報の開封」「交通路の遮断」「家屋や動産の破壊・焼却」「住居・建物・船舶への臨検」「住民の退去」など思いのままにでき、これによる人民の被害には賠償不要と明記されていた。

「ま

た、ヒトラーの権力奪取の手段となったのが、以下のワイマール憲法第四八条二項である。

「公共の安全および秩序に著しい障害が生じ、またはそのおそれがあるときは、大統領は、公

共の安全および秩序を回復させるために必要な措置をとることができ、……この目的のために、一時的に第二四条(人身の自由)、第二五条(住居の不可侵)、第二七条(信書・郵便・電信電話の秘密)、第二八条(意見表明の自由)、第二三条(集会の権利)、第二四条(結社の権利)、および第一五三条(所有権の保障)に定められている基本権の全部または一部を停止することができる。」

そして、悪名高いナチスドイツの「授権法」(全権委任法)は、わずか全五条だった。そのうちの「一、ドイツ国の法律は、ドイツ政府によっても制定される。」「二、ドイツ政府によって制定された法律は、憲法に違反することができる。」の二か条が、恐るべきヒトラー独裁の法的根拠となった。

① れらの反省から、日本国憲法には一切の緊急事態条項がない。その理由を制憲国会(第九〇帝國議會)における政府(担当大臣金森徳次郎)答弁は、要旨こう語っている。

「緊急勅令および財政上の緊急処分は、行政当局者に取りましては実に調法(重宝)なものです。併しながら調法(重宝)と云う裏面に於きましては、国民の意思を或る期間有力に無視し得る制度である」と云うことが言えるのであります。だから便利を尊ぶか或は民主政治の根本の原

則を尊重するか、斯う云う分れ目になるのであります。……言葉を非常と云うことに藉りて、其の大いなる途を残して置きますなら、どんなに精緻なる憲法を定めましても、口実を其処に入れて又破壊せられる虞(おそれ)絶無とは断言し難いと思ひます。随て此の憲法は左様な非常なる特例を以てする一謂わば行政権の自由判断の余地を出来るだけ少くするように考えた訳であります。随て特殊の必要が起りますれば、臨時議會を召集して之に應ずる処置をする……ことが適当であろうと思ふ訳であります」

七五年前の、この日本国憲法制定時の初心を、今思い起こしたい。その神髄は、「非常事態」を口実とした立法権の行政への白紙委任への警戒にある。ウイルス感染蔓延の防止という、容易には反対しがたい目的の立法においても、非常事態宣言の要件は厳格でなければならない。非常事態宣言下になし得る行政の権限についても、必要最小限でなくてはならない。

② して、「信頼は常に専制の親である。自由な政府は、信頼ではなく、猜疑にもとづいて建設せられる。」という民主主義の原点を忘れてはならない。いかなる権力も信頼してはならない。ましてや、嘘とごまかしにまみれた安倍晋三政権である。どさくさ紛れに、この政権の火事場泥棒

を許してはならない。盗まれようとしているのは、立憲主義であり、かけがえのない人権なのだから。

(四月九日・追記)

以上の寄稿が三月二〇日のこと。その後の事態の推移は目まぐるしく、同月二四日に二〇二〇東京オリパラが延期となった。途端に、新型コロナウイルス禍の危機が叫ばれるようになり、四月七日に特措法に基づいた首相の緊急事態宣言が発せられた。期間は一カ月、対象地域は七都府県である。

もとより、特措法に基づく緊急事態宣言の効果として行政権力がなし得ることは万能ではなく限定的ではある。しかし、非常時において行政権が立法権の干渉を排して権力を行使して私権を制約し得るといふ「緊急事態条項」の基本形の具備は明確である。しかも、行政は必要に応じて政令を制定することができる。

この事態を迎えて、これを「生ぬるい」とする言論に驚く。非常時における国民の同調圧力の強さを実感せざるを得ない。この事態は改憲へのステップとしても利用される恐れが高い。覚悟を決めて、権力の暴走に歯止めを掛ける言論が必要である。それを担うことは、法律家の責務であろう。

大阪支部特集



ツイートに対する 不当な名誉毀損訴訟と闘う

大阪 楠 晋一

一 事件の背景

二〇一七年一〇月の衆院選で日本維新の会が後退し、維新所屬(当時)の丸山穂高衆院議員が松井一郎維新代表に衆院選の総括と代表選挙を求めた。これに維新元代表の橋下徹氏(原告)がツイッターで「ボケ」という言葉を連発しながら、特に丸山議員の松井代表への言葉遣いを激しく批判した。

橋下氏による公開パワハラの様相を呈する中、一市民が「橋下氏、丸山議員の党代表「茶化し」二度目……松井代表「二〇歳も年下に我慢している」というスポーツ紙記事のリンクとともに「橋下徹が三〇代で大阪府知事になったとき、二〇歳以上年上の大阪府の幹部たちに随分と生意気な口をきき、自殺にまで追い込んだことを忘れたの

か! 恥を知れ!」とツイートした。橋下府知事時代に大阪府参事の自殺事件が起き(この件は二〇一一年にフライデーが「大阪府幹部職員が爆弾証言『私の同僚は橋下徹府知事に追い込まれて自殺した!』」という記事にし、現在も「現代ビジネス」のサイトで閲覧可能)、元ツイート主もこの記事を念頭にツイートした。

このツイートをインターネットメディアI W J代表の岩上安身氏(被告)が何のコメントも付さずにツイート(単純ツイート)した。岩上氏は、ツイート後二五分程度で、さらに取材を深めて検証記事を発表しようと考え、ツイートを削除した。ところが橋下氏は事前の削除要求や抗議もなく、いきなり岩上氏に損害賠償請求訴訟を起こした(訴訟で名誉回復措置は要求せず)。

二 控訴審では二通の意見書を武器に 逆転勝訴を狙う

一審判決は、単純ツイートを元ツイートの内容に賛同する表現行為として、ツイート主に原則元ツイート主と同等の法的責任を負わせる立場を示した。そして、ツイッターの閲覧者は受動的な立場で情報に接するので、閲覧者が先行報道やリンク先の記事やツイートに先立つ原告のツイート(公開パワハラ)を認識していることを前提に当該ツイートを解釈すべきでないとした。当該ツイートは「大阪府知事であった原告が、大阪府の幹部職員に対して生意気な口をきき、当該幹部職員の誰かを自殺に追い込んだ」事実(「事実A」)を摘示したものと理解すべきであり、これは原告の社会的評価を低下させる表現である。そして、この内容は真実ではないし、被告が「原告が生意気な口をきいた当該幹部職員が自殺した」と信じていたとも認められないから違法性も阻却されないとして、岩上氏に損害賠償を命じた。

控訴審で控訴人は、毛利透京大教授(憲法)と石橋秀起立命館大教授(不法行為法)の意見書を提出した。

①毛利教授意見書要旨

名誉毀損のツイートを単純リツイートしても名誉毀損の成立は否定すべきである。成立を認めると、原告の選択による恣意的法的制裁に裁判所が加担することになり、表現活動への強い萎縮効果を招く。単純リツイートが判例法上免責されるアメリカと軌を一にする必要もあるし、元ツイート主に真実性を立証させるのが主張立証活動にも資する。

短文の投稿で成り立つツイッターは他の情報源と結びついて成立する表現媒体である。関心を引くが背景が分からないツイートに出会った閲覧者

は、ツイートの元になった情報に自らアクセスするのが一般的である。本件で想定すべき一般的閲覧者は、大阪府職員の自殺についての先行報道を知っている者、もしくはは先行報道をチェックしようとする者である。投稿内容の理解を誤った原判決は破棄されるべきである。

②石橋教授意見書要旨

原判決はツイートを文理解釈し岩上氏が「事実A」を摘示したと認定する。しかし、単純リツイートした岩上氏が摘示した事実は事実Aではなく、「元ツイート主が事実Aを摘示したという事実」〔事実B〕であるという入れ子構造を踏まえ

必要がある。事実Bの摘示に伴い事実Aが開示されることで、橋下氏の社会的評価が低下するかどうかは以下の事実が検討されねばならない。一つは、事実Aの真偽を確認するための手がかりが当該投稿に存在しなければならぬが、本件にはそれが無い。二つは、事実Aを摘示した情報源に信頼性がなければならぬが、一市民に過ぎない元ツイート主にはそれが無い。そのため、事実Bの摘示に伴い事実Aが開示されても一般的閲覧者は半信半疑であり、橋下氏の社会的評価は低下しない。よって原判決は破棄されるべきである。

注目の判決は五月二十八日に言い渡される。

ペルー人母子の在留特別許可を求めて

大阪 高山 良子

1 事案の概要

一九九一年、一九九四年にそれぞれ他人名義の旅券を行使して日本に入国したペルー国籍の男女（二〇二一年婚姻）が、二〇〇一年に長女、二〇〇

三年に長男を日本で産み育ててきた。

二〇二一年五月十八日、子らの父が不法在留の容疑で逮捕されたのを契機に、親子四人に対し退去強制手続きが進められ、二〇二二年九月二十四日に異議棄却裁決、翌日退去強制令書発布処分が

なされた。親子は各処分の取消訴訟を提起し、最高裁まで争ったが上告不受理の決定を受け（最終二〇一五年二月十九日）、棄却判決が確定した。その結果、子らの父は、二〇一六年九月二十八日ペルーに強制送還された。子らが一五歳と二三歳の時だった。

子らの両親は、子らが日本社会で生活しているように心がけていたので、家庭内でも両親の母語であるスペイン語ではなく、日本語で話すようにしていた。そして、子らは、公立の小、中学校に通学し、日本人の子どもたちと同様に日本語を獲得し、日本語で思考する高校生に成長した。退去強制処分が執行されても、子らは、言語が通じ

ないペルーでは生きていけない。子らの健全な成長は阻害され、人生が壊されるという回復不可能な不利益が生じるのである。

そこで、二〇一七年八月十五日、母子は、出入国管理及び難民認定法四九条二項に基づく異議棄却裁決の撤回義務付けと母子に対する在留特別許可処分の義務付けの訴訟を提起した。

2 主張の骨子

日本も批准している、子どもの権利条約は、日本の「管轄下にある児童に対し、……いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する」(同二条一項)「子どもに関するすべての措置をとるに当たっては……子どもの最善の利益が主として考慮されるものとする」(同三条一項)と定めている。

子どもの権利条約上の権利は、子らの在留資格の有無を問わず、外国人の子どもがいったん日本の管轄下に入った以上、子どもに関して適用しなければならぬ。

子らは、日本人の子どもと同様、日本の教育を受け、日本語を生活言語とするだけでなく、学習言語とする(日本語で思考する)人間に成長している。その子らの人格形成において、このまま日本で生活し続けていくことが子らの最善の利益である。

子らの母は、未成年の子らを養育するため、日本国内にとどまる必要がある。在留特別許可のガイドラインにおいても、日本国内で出生し、一〇年以上にわたって日本に在住している小中学校に在学している実子と同居した上で監護及び養育していることを積極要素としている。

原告らの弁護士は、このような主張を補強するために、言語学、条約、移民政策の各専門家の意見書を提出した。

3 大阪地判二〇一九年一月二九日

裁判所は、原告子らが裁決後七年間にわたって日本国内で生活を継続し、日本語を母語とし、日本の文化・生活様式を身に付け、日本の高等学校に進学している、長男は発達障害の治療を受けているという事情に照らせば、本件裁決が撤回されなければ、原告らに「重大な損害を生ずるおそれ」(行訴法三七条の二第二項)があることを認め、「その損害を避けるために適当な方法がないとき」(同条項)に当たるとし、訴えを適法とした。

しかし、裁判所は、本件裁決を撤回しないことが裁量権の逸脱又は濫用に当たるとの判断において、外国人が在留する権利は入管法に基づく外国人在留制度の枠内においてのみ認められ、在留特別許可を付与するか否かは法務大臣の裁量に委ねられ、在留特別許可を付与しないとした裁決を撤回

回するか否かの判断は、適法かつ有効にされた当初裁決を事後的に生じた事情の変化に基づいて覆すという行為の性質に於いて、在留特別許可を付与するか否かの判断よりも更に広範な裁量に委ねられていたとした。

また、ガイドラインは例示であって、法務大臣の広範な裁量を拘束する趣旨を含まないとした。

さらに児童の権利条約も、A規約も、B規約も、各締約国の国内法に基づく退去強制手続きを制約しないとされた。

その結果、義務付け訴訟の訴訟要件の判断で、子らに重大な損害が生ずるとしながら、本件裁決後にその判断を見直すべき特に顕著な事情はなく、法務大臣等の裁量権逸脱濫用はないとして、原告らの請求を棄却した。

在留特別許可処分の義務付けについては、すでに異議に理由のない旨の裁決を受けている外国人には入管法五〇条一項に基づく在留特別許可を付与できないから、当該行政庁に求める処分をする法令上の権限がなく、非申請型の義務付け訴訟の訴訟要件は欠くとして、当該訴えは却下された。

4 控訴へ

弁護士は、裁決撤回義務付け訴訟において、子らが日本語を母語とするなどの事情から裁決を撤回しないことは訴訟要件の重大な損害にあたる

しながら、裁量権判断においては子らの日本での成長を無視する裁判所の判断に矛盾を感じた。

父母の日本への入国が違法であっても、それは子らの責任ではない。また、子らを一度も行ったことのないペルーに送還することは、人格形成を阻害し、人生を壊すことになる。これらの非情さを訴えて原告らは控訴した。

なお、第一審判決後、大阪出入国在留管理局

は、弁護団に、子らについて再審情願を出すことを勧めてきた。判決が確定すれば、強制退去が予想されるどころ、その前に再審情願という法的根拠のない方法で在留特別許可を与えようとする姿勢がうかがわれる。

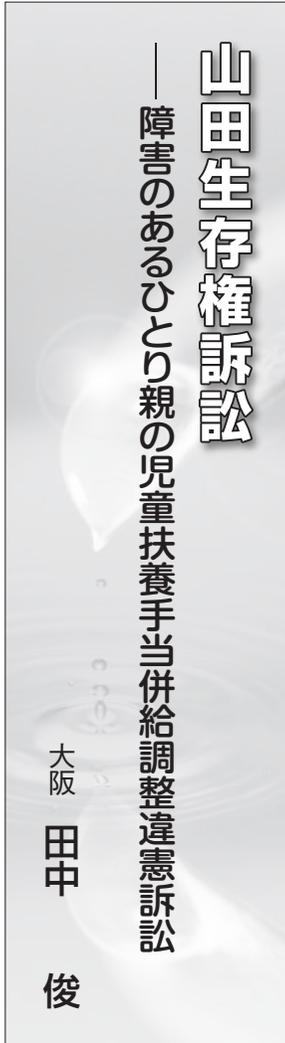
弁護団は、控訴審を闘う一方(二〇二〇年五月十四日弁論終結予定)、再審情願も検討中である。しかし、人権の最後の砦である裁判所(司法)が

形式的な法律適用による判断をし、行政(法務大臣)が法的根拠のない方法で子らを救済しようとすることは、立憲民主主義の法治国家としておかしいのではないか。

裁判所は個々の人権を守るために各事案に真摯に向き合わなければならぬ。日本国が批准した条約を無視し、行政に遠慮をする判決に、その真摯さはいかがえず、法曹として残念である。

山田生存権訴訟

— 障害のあるひとり親の児童扶養手当併給調整違憲訴訟 —



大阪 田中 俊

一 はじめに

(1) 現在、日本では夫婦の三組に一組は離婚しているといわれており、二〇一九年四月に発表された厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課が作成した「ひとり親家庭等の支援について」によると、全国でひとり親世帯は、一四一・九万世帯、うち母子世帯(いわゆるシングルマザー)は、一二三・二万世帯、母子世帯の平均年収は二四三万円、母子

世帯の就業率は約八割である。子どもを抱えながらも悪戦苦闘しながら必死で働いているのがシングルマザーの現状である。また、このようなひとり親の子どもの貧困、学校でのいじめについても問題となっている。

(2) 本件における原告である山田真有さんは、障害を持つ子ども二人を含む四名の就学児童を持つシングルマザーであり、かつ自らも障害を抱えながら子どもを育てている。山田さんは、全身の痛

みを伴う線維筋痛症により、両手関節機能、両上肢の全ての指の機能、体幹機能に著しい障害があるため、現在、身体障害者等級一級と認定されている。また、化学物質過敏症により生活も困難な状況である。山田さんは障害により働けないため、生活は苦しく、クローラーもなく、食事も子どもを優先し、自分は食費の支出を抑えるために一日一食で過ごしている。ひとりで子どもを養育することに加え、障害がある山田さんの場合は、さらに深刻な状況にあるといえる。

(3) 山田さんは、二〇一七年二月、京都府内に転入し、転居前から支給を受けていた児童扶養手当の支給を京都でも開始した。その後、少しでも生活が楽になればと思つて障害基礎年金の支給を申し出たところ、受給が認められた。ところが、京都府は、公的年金給付である障害基礎年金を山田さんが受給することになったことを理由に、突

然、児童扶養手当の支給を停止した。また、併せて、既に支払われた児童扶養手当について二カ月分(二二八、六〇〇円)を過誤金として返納するよう求めた。

通常、児童扶養手当受給世帯の場合、自治体によっては、電車やバスの割引制度、粗大ゴミの手数料の減免、上下水道料金の割引、保育料の免除や減額などのサービスを受けることができる。児童扶養手当の不支給により、これらのサービスも受けることができなくなるため、受給者にとっては生活に直結する問題となる。

二 京都府の処分の違法性

(1) 問題の所在

京都府の本件処分の根拠は、児童扶養手当法施行令に基づく。児童扶養手当法施行令(以下、「施行令」という)によると、原告のように障害基礎年金を受給しているひとり親の場合、障害基礎年金本体と子加算の合計額と児童扶養手当の額とを比較して、障害基礎年金本体と子加算の合計額より児童扶養手当の額が高い場合にのみ、その差額が児童扶養手当として支給される建付けになっている。しかし、実際は、障害基礎年金本体と子加算の合計額より児童扶養手当が高い場合は想定できず、児童扶養手当は全額支給されることはない。他方、障害基礎年金を受給している者に配偶者

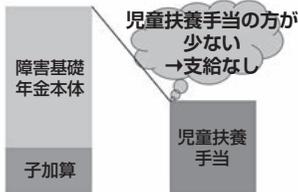
がいる場合、障害基礎年金の子加算部分の額と配偶者が受給資格者となっている児童扶養手当の額とを比較して、子加算より児童扶養手当が高い場合、その差額が児童扶養手当として支給される。以上のように、障害基礎年金を受給している者が、ひとり親世帯なのか配偶者がいる世帯であるかによって、児童扶養手当の受給について取り扱いが異なっている。配偶者と一緒に子どもを養育するより、ひとり子どもを育てる方が大変である

ひとり親の場合には支給されない

ひとり親で障害基礎年金を受給

「公的年金給付等合算額」
= 障害基礎年金本体 + 子加算

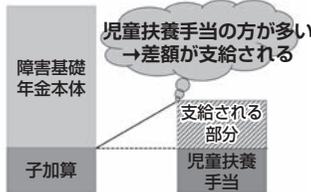
施行令第6条の4第2項



両親の一方が障害基礎年金を受給

「公的年金給付等合算額」
= 子加算部分に限る

施行令第6条の3第1項または第3項



配偶者の有無によって、金額の比較の対象が異なる合理的理由はない

ることは容易に想像できる。しかし、配偶者がいる世帯に児童扶養手当が支給され、ひとり親世帯には、児童扶養手当が支給されないという正反対の不公平な取り扱いになっているのである。

(2) 弁護団の主張 児童扶養手当施行令は、憲法に反し違憲無効である

ア 憲法一四条違反

児童扶養手当は、「父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。」(法一条)ものであり、「児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給される」ものである(法二条一項)。障害基礎年金の子加算は、当然子がいる場合に加算されるものであるが、これもあくまでも子が育成される家庭の生活の安定等のために支給されるものであり、児童扶養手当とは性格を同じくする類似のものといえる。そのため、障害基礎年金を受給している配偶者がいる場合に、同種の性格を有する給付である児童扶養手当と障害基礎年金の子加算部分を比較し、児童扶養手当の額が多い場合、その差額が支給されるという施行令には合理的な理由があるといえる。

しかし、原告のように障害基礎年金を受給しているひとり親の場合には、前述のように、児童扶

養手当と障害基礎年金の子加算部分との額を比較するのではなく、障害基礎年金本体と子加算の合計額（子加算のみでなくそれを含む障害基礎年金額全体）と児童扶養手当を比較するため、事実上ひとり親には児童扶養手当が全額支給されない。障害基礎年金を受給しているひとり親に配偶者がいる場合と同様に、同種の性格を有する給付である障害基礎年金の子加算部分と児童扶養手当を比較すれば、このような差異は生じない。にも関わらず、そうではなく、ひとり親の場合、異なる性格を有する障害基礎年金の本体（子加算部分を含む）と児童扶養手当の給付額を比較する施行令には合理的な理由はないといえる。

さらに施行令によると、児童扶養手当の実質的な権利者であり支給の対象者である児童にとつて、親に配偶者がいるかないかによつて、児童扶養手当が支給されるか否かが決まることになるが、親の配偶者の有無は子にとつてはどうしようもできない事柄である。

以上のように、施行令の障害者基礎年金を受給しているひとり親と、障害基礎年金を受給している配偶者がいる者との別異取扱いは、配偶者の有無による差別に当たり、合理的根拠は全くなく、施行令は憲法一四条に反して違憲無効である。

イ 憲法二五条違反

児童扶養手当は、児童扶養手当法によれば、ひ

とて親家庭の「生活の安定と自立の促進に寄与」することにより、「児童の心身の健やかな成長に寄与する」ためのものであり（法一条）、憲法二五条が規定する生存権保障の要請に基づき、ひとり親家庭の最低生活を保障するものであるから、児童扶養手当の受給権は、児童扶養手当法により具体化された憲法上の権利であるといえる。

施行令は、ひとり親の場合、児童扶養手当の額と、異なる性格である障害基礎年金本体（子加算部分を含む）の合計額を比較して併給調整するものであり、生存権を合理的理由なく制限するものであるから憲法二五条に違反して違憲無効である。

ウ 国際人権法違反

配偶者の有無による別異取扱いは合理的理由がなく差別に当たり、社会権規約及び自由権規約にも反し無効である。

(3) 本件処分は、児童扶養手当法が委任する施行令に基づいてなされたものであるが、施行令の併給調整の規定は、以上のように憲法及び国際人権法に違反するから、児童扶養手当の委任の範囲を逸脱するものであり違法であるから取り消されるべきである。

三 本件訴訟の意義

(1) 先例としての堀木訴訟判決

児童扶養手当と公的年金制度の併給禁止規定

が問題となった先例として、堀木訴訟判決がある。堀木訴訟は、全盲の視力障害者として国民年金法に基づく障害者福祉年金を受給していた原告が、児童扶養手当の併給を認めない児童扶養手当法は、憲法一四条に反するなどとして受給を求めて提訴した事件である。第一審である神戸地裁は、一九七二年九月二〇日、児童扶養手当法の併給禁止規定が日本国憲法一四条一項に反するとして、堀木さんの請求を概ね認めたが、一九七五年一月一〇日の第二審大阪高裁判決では、堀木さんの主張が退けられ、この併給禁止規定は合憲であるとの判断が下された。一九八二年七月七日、上告審である最高裁判所は、国側に大幅な立法裁量権を認め、原告の請求を棄却した。

(2) 堀木訴訟判決後の法律改正

堀木訴訟判決で国側が敗訴した第一審後、国会は児童扶養手当法の改正を行い、老齢福祉年金の受給者とともに障害福祉年金の受給者を併給禁止規定の対象から外した。しかし、本件最高裁判決後の一九八五年、国民年金法の改正があり、基礎年金が導入され障害福祉年金は障害基礎年金に変わった（また、子加算制度ができた）。そして、同年、国会において再び児童扶養手当法の改正がなされ、障害基礎年金を併給禁止規定の対象に戻す改正を行った。

二〇一〇年には、児童扶養手当法が改正され、

支給対象に父親の場合を加えることになった。児童の健全育成を図ることを目的とする児童扶養手当の趣旨からすれば、この養育者が母であろうと父親であろうと受給の要否につき区別する理由はないことからすれば当然の改正であった。

二〇一四年には、公的年金給付である障害基礎年金と児童扶養手当の併給を一律禁止していた児童扶養手当法を改正し、公的年金の年金額が児童扶養手当の額を下回る場合には、その差額分の手当を受給できるようになった。児童の健全育成を図るといふ児童扶養手当の趣旨を達成するためには、公的年金との併給禁止の見直しが必要であると判断されたためであると思われる。この改正により、事実上、一定の場合に併給が認められるようになった。そして、併給調整の具体的な内容については、政令に委任することとした。もともと、傷害のあるひとり親の場合には、障害基礎年金の年金額は、常に児童扶養手当を下回ることがないため、児童扶養手当が全く支払われないことは変わらなかった。

(3) 本件訴訟と堀木訴訟との異同

ア 児童扶養手当法は併給調整の内容を施行令に委ねたのであるが、本件裁判は、その併給調整を定める施行令の内容が、憲法、国際人権法に反するものであるとする裁判である。堀木訴訟では、法律でそもそも併給が禁止されていたのであ

り、国会の立法不作為が問題となった。本件訴訟は、法律の委任を受けた行政裁量の問題である。ここに本件訴訟と堀木訴訟の違いはある。もともと、国の社会保障政策のあり方が問われる裁判であるという本質は同じである。

イ 冒頭述べたように、堀木訴訟が提訴された一九七〇年に比べ、時代状況に大きな変化がある。離婚の増加と連動するひとり親世帯の増加である。未成年の子どもがいる離婚件数は、一九七六年の約二倍以上となっている。ひとり親世帯の増加に伴い、障害のあるひとり親世帯の実数も当然、同様に増加していることが推察される。ひとり親は、障害を抱えながら子育てと生計を一人で担わなければならないため、経済面、生活面において様々な困難を抱えている。このようなひとり親世帯が増加しているのであり救済の必要性は、堀木訴訟判決当時と比べ、格段に高まっている。

四 京都府の主張

京都府の主張は、①児童扶養手当は、離婚等の理由による稼働能力の低下に対する所得保障である以上、同じ所得保障であるという点で同一の性格を有する障害基礎年金(子加算部分を含む)と両方を受け取ることができる場合、公的な所得保障を二重に行わないという趣旨から併給は禁止される。したがって、本件原告に対して、子加算が

支給されている以上、児童扶養手当が支給されないことには理由がある、②憲法二五条にいう「健康で文化的な最低限の生活」については、単に公的年金給付あるいは児童扶養手当のみによって実現されるべきものではなく、生活保護その他の社会保障法制全体を通じて確保されるべき性質のものであるから、施行令による併給調整によつて、児童扶養手当の支給が受け取られなかったとしても、これによつて原告の権利利益が当然に制限されることにはならない、③障害基礎年金を支給されている者に配偶者がいる場合、児童扶養手当が支給されるのは、その配偶者であり、障害基礎年金を支給されているものと受給権者が異なるので同一人物に対する重複した所得保障とはならない、というものである。

五 現在の国会において児童扶養手当の改正が審議される予定であること

本件提訴の影響があったのであろう、現在行われている通常国会において、内閣から児童扶養手当法改正案が提出され国会で審議されている。その内容は、障害基礎年金の受給者について併給調整の方法を見直し、児童扶養手当の額と障害年金の子加算部分の額との差額を受給することができるようにするもので、ひとり親の場合も配偶者がいる場合と同様に、児童扶養手当の額が障害基礎

年金中の子加算部分の額を上回る場合その差額を支給しようというものである。

まさに、当方の主張と同じ内容の改正案となっている。これは、行政自身が、現行児童扶養手当法の不合理性を認めたことに他ならない。私たち

の訴訟にとっても追い風になるものと思われる。

もつとも、この問題が改正された場合には、今後、本件の問題が将来的には解決されるであろうが、京都府は、現在も訴訟で全面的に争う姿勢を崩していない。また、法改正されたとしても、本

件訴訟を含めた過去の不支給について問題が自動的に解決されるわけではない。

(山田生存権訴訟弁護団団長)

カルロス・ゴーン事件から思いをはせる

大阪 川崎 拓也

一 二月某日、弁護士人生で初めて保釈取消にあった。話題の保釈逃亡ではなく、保釈条件違反である。どんな理由にせよ、これほど自分がショックを受けるとは思わなかった。もちろん、条件はきちんと伝えた。本人も条件違反であることはわかっていった。こちらに落ち度はない。そこまで責任を負うことはできない。

しかし、そうはいかないのである。やはり依頼者に裏切られたという気持ちも抜けない。自分も一〇年以上弁護士をしてきた。依頼者に嘘をつかれることもあるし、友達でもなんでもない。彼や彼女の人生に、一時的に関わるだけである。では、

なぜそこまでショックなのか。言葉では言いあらわせない複雑な気持ちであった。

二 て、その数週間後、カルロス・ゴーン氏が世紀の逃亡劇を遂げた。私に起きた出来事など、頭から吹き飛んでしまうほどであった。弁護団に対する批判も吹き荒れた。誰が悪いのか？ 誰が責任をとるべきなのか？ 様々な意見があった。

当のゴーン氏は、報道によれば、日本では「公正な裁判を受けられる可能性がなく、正義を求め離れた」と語っている。これに怒りを感じておられる方もいるだろう。

ゴーン氏が、その根拠とした点はいくつかあるが、ここでは高い有罪率(九九・四%)、長期の身体拘束(不当な保釈条件)、取調べに弁護人立会いがないことをとりあげてみたい。

いずれも刑事弁護をかじったことがある者なら、もつともだと思ふものばかりである。

しかし、以下のような反論もある。有罪率が高いのは、検察官において、高い起訴基準で「間違はなく有罪」といえるものだけを起訴しているからである。長期の身体拘束については、世界の国々においても、「起訴」や「勾留」の意味合いは異なり、日本よりも長期の起訴前勾留の国もある。立会いについては、可視化がなされ、適正な取調べがなされているし、弁護人が全ての取調べに立ち会うことも現実的に不可能である。

この批判は、間違っている。時間をかければ、間違いであることも論証できるだろう。ただ、必ずしも簡潔・明瞭なものばかりではない。たとえば、有罪率についてである。アメリカでは、約九五%の事件が有罪答弁で終わるといわれる(正確

な統計不見当)。そうすると仮に争っている事件で三〇%が無罪になるとしても(ちなみにサンフランシスコパブリックデیفエンダーオフィスでは、争っている事件の約半分が無罪になる)、有罪率は約九八・五%である。日本とそこまで変わらない。その代わりアメリカでは、日本における公訴取消的な運用も一般的にみられるため単純比較はできない。次に、起訴前勾留期間はどうか。フランスでは予審となれば、公判請求まで四年以上かかるといわれる。日本よりも長期である。ただ、予審は日本にはない制度であるため、同じく単純比較はできない。そう、単純比較はできないのである。「単純比較」できない制度が多く、簡潔に明瞭な反論ができにくいのである。では、立会いはどうか。これだけは単純比較が

可能である。少なくとも、立会いが「できる」「できない」かという点で、できない日本は、かなり特異である。EU諸国・韓国・台湾・アメリカ等ではできる。取調べはおよそどの国でもある。しかし、制度にかかわらず、立会いが「できる」とにするのは「やるか」「やらないか」だけの問題であり、単純比較可能である。

さ

て、ゴーン氏の批判に戻る。ゴーン氏の批判は概ね日本の刑事司法を言い当てていると思う。特に立会いについては、疑義もなく正しい批判である。世界をかけたゴーン氏からすれば、日本の刑事司法はあまりに奇異に見えただろう。

想像してみてほしい。あなたの家族が、未開の地で拘束されたでしょう。その国では、日本で保

障されている権利が保障されない。しかも、有罪率は恐ろしく高い。どうも裁判まで二年以上かかるらしい。保釈も認められ難い。そう聞いたあなたは何というだろう。

「もうそんなわけのわからない国、逃げてきなよ」チャンスがあるなら、そう言わないだろうか。果たして「そこで正々堂々無実を主張しなよ」、そう言えるだろうか。

冒頭に戻る。ただか保釈条件違反で落ち込んだ私である。ゴーン氏の弁護士であれば、やはり怒りを禁じ得ないだろう。落胆もする。しばらく立ち直れないかもしれない。

しかし、どこかでやはり「その気持ちもわかる」と言いたくなってしまふ。法治国家でそんな風に見えることは罪なのだろうか。

京都支部 二月例会

「新人弁護士の事件簿」報告

京都 高橋 良太



一 はじめに

二〇二〇年二月一〇日、京都支部において二月

例会が行われました。新人弁護士の事件簿と題して、約一年の弁護士経験を経た七一期の川上葵弁護士と高橋良太(本原稿筆者)の若手弁護士二名

が講師として、新人弁護士としての経験、悩みなどを語りました。新人弁護士の事件簿は、青年法律家協会京都支部において例年行われている人気企画の一つで、本年の二月例会には約二二名の弁護士等が参加し、青法協弁学合同部会議長の北村栄弁護士も愛知からわざわざ足をお運びくださり、参加して頂きました。特に七二期の新人弁護士、司法修習生、エクスターン生の参加が目立ちました。

二 川上葵弁護士の発言

川上弁護士は、つくし法律事務所に入所し、民事事件・刑事事件ともに広く積極的に事件をこなしています。

事務所に入所した直後にいわゆる闇金融へ電話をしたときのエピソードや、初めて一人で法律相談に入ったときのエピソードなどの事件活動についてのお話をして頂きました。弁護士としての初めての相談では、事前の準備としていわゆるカンペを作成しましたが、相談者は用意したカンペと異なる質問を投げかけてきたため、カンペが功を奏しなかったという新人弁護士らしいエピソードをお話し頂きました。

川上弁護士は、犯罪被害者支援につき強く関心を有しています。そのこととの関係で刑事事件の加害者を弁護する刑事事件の受任については複雑な思いがあったようです。しかし、ある時、被害者支援のために刑事弁護をやりなさいと言われて、刑事弁護にも取り組み、取り組んでいるうちに刑事弁護にも積極的に取り組むようになりました。今では、刑事弁護に一生懸命取り組むことが再犯の防止、新たな被害者が生まれることの防止につながるの思いで刑事弁護に取り組んでいると語っていました。

川上弁護士は、京都弁護士会において犯罪被害

者支援委員会、両性の平等に関する委員会等合計四つの委員会に所属し、精力的に会務活動を行っています。ですが、どれについても熱意・関心をもって取り組んでいることを語って頂きました。

さらに「二年目を終えて」「二年目に向けて」と題して、七二期の新人弁護士や司法修習生等に対して、健康管理、スケジュール管理、業務のオン・オフの切り替え等の重要性について語って頂き、今後は、初心を忘れず、弱点や強みを意識し、仕事・家庭の両立を維持していきたいと二年目に向けた抱負について語って頂きました。

三 筆者の発言

筆者も前記例会において発言をさせて頂きました。

筆者は、京都第一法律事務所に所属しており、民事事件・刑事事件につき広く事件活動を行っており、特に労働事件については力を入れて行っています。

例会では、筆者が取り扱った借地・借家事件、刑事事件について取り上げ、新人弁護士としての苦悩、悩み、信頼関係を築くこと、コミュニケーションをとることの難しさについて発言させて頂きました。

他にも、筆者の青年法律家協会、自由法曹団等における活動、委員会活動、弁護団における活

動などを紹介させて頂きました。特に弁護団のうち自死遺族支援弁護団の活動について、自死遺族をめぐる法的問題について説明をさせて頂いた上で、活動内容・その意義について紹介させて頂きました。

質疑応答では、司法修習生から弁護士になって何が変わったかということについて、弁護士として責任を伴うようになったこと等について発言させて頂きました。

四 おわりに

両弁護士ともに、事務所の人間関係については恵まれているとの話が出たこと、自身が関心をもっている分野・領域について活動をしていることなどが特筆すべき共通点なのではないかと感じました。換言すれば、人間関係に恵まれた良い職場で弁護士としてやりたいことをやっているということです。

参加した七二期の新人弁護士、司法修習生等も自分の将来像を頭に浮かべながら、七二期の二名の弁護士の発言を聞いていました。司法修習生からは、新人弁護士の失敗談等を聞いて、七二期の弁護士でも悩みや失敗があるのだと思って将来の不安が少し減った旨の感想等を聞くことができました。

シリーズ
憲法を知るための

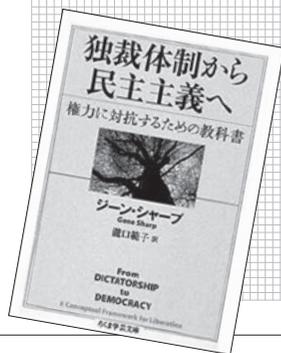
12冊

ジーン・シャープ著・瀧口範子訳

『独裁体制から民主主義へ』

―権力に対抗するための教科書―

東京 岸 朋弘

『独裁体制から民主主義へ』
―権力に対抗するための教科書―

二〇二二年八月発行

著者・ジーン・シャープ

瀧口範子訳

出版社・ちくま学芸文庫

定価・九五〇円＋税

文庫判 一七六頁

1 民主主義を失った政治

現在、数々の悪法の強行採決、米軍新基地建設の強行など、民意を無視した政治が横行している。このような政治状況を独裁政治と評価する声も少なくない。民主主義は個人の尊厳から出発するから、民主主義の崩壊は人権侵害へと結びつくことになる。それに危機を覚えた国民が声を上げ、国会や首相官邸の周りで抗議活動を行っている。しかし、それによって政府の強行を阻止できなかった経験は乏しく、国民の間では虚無感が広がっていく。そして最終的には政治を変えることは不可能であると考えられるようになる。

本当に政治を変えることはできないのか。私たちの手に民主主義を取り戻せるのか。この問いに

対する有意義な回答を与えてくれるのが本書である。本書はアメリカの政治学者であるジーン・シャープ博士によって著された書籍の日本語訳版である。直接日本に焦点を当てたものではないが、我が国の民主主義を考えるうえで参考になると思われるので紹介する。

2 独裁政治を打倒するために
必要なもの

本書は、シャープ博士が自らの独裁体制の歴史的研究に基づき、「強力で効果的な自由化運動を起こすための思想と計画を支えるいくつかのガイドラインを提供するものである(本書「はじめに」より)。

シャープ博士は、独裁体制に対抗し民主主義を実現するためには、非暴力闘争が必要である旨主

張する。これは、暴力がいけないという道徳的・倫理的観点からの主張ではない。独裁体制に対し、暴力的抵抗を用いても、民主主義は実現できないことを理論的に解明しているのである。すなわち、独裁政権は、軍事力を掌握しているため、暴力的な抵抗という手段をとれば、政権側が勝利することが必至だからである。その他、暴力的抵抗以外の方法として国外からの援助を求める方法、交渉による妥協を目指す方法を紹介され、それらにも限界があることが指摘されている。

では、どうすればいいか。この疑問に対し、シャープ博士は、政治的な力を成り立たせているものの分析から論じている。ここでは、一四世紀の中国の作家である劉基が書いた「猿の寓話」が紹介されている。その話自体がおもしろいので、ぜひ実際に読んでもらいたい。その寓話が示す結

論を述べると、独裁者は統治する民衆の支えを必要とすることである。政治的権力を維持するためには、民衆側が政権を受け入れ、降伏し、従順することを必要としているのである。そのような分析の結果、民衆が立ち上がることにより独裁体制を打倒できるということが論理的に述べられている。そのうえで、シャープ博士は、独裁体制の「アキレス腱」すなわち弱みを一七個挙げ、それらを民衆の力で非暴力的に攻撃する方向を示す。そして、独裁体制に対する抵抗の具体的な方法を提示している。

3 戦略・計画の重要性

本書でシャープ博士が述べている事柄のうち、私共が感したのは、独裁体制を崩壊させ民主主義を実現しそれを維持するためには、行動の前に緻密な戦略、計画を立てることが重要であるということである。

私たちは、政権の暴政に対抗するために、署名集め、集会、デモ行進、訴訟等々を行うわけであるが、あまりに取り組むべき課題が多いことなどが原因で、場当たりの運動になることが往々にしてある。このような怒りに任せた自然発生的な闘争について、シャープ博士は、良い面もあるとしながらも、深刻な欠点を指摘している。すなわ

ち、①抵抗者たちが独裁政権の残虐さを予想しておらず、厳しい状態に追い込まれた末に抵抗運動が挫折してしまうこと、②極めて重要な決定が運に任せられ、破滅的な結論を呼ぶ場合があること、③抑圧的な状況が打破されたとしても、無計画ゆえに民主主義が実現する前に新たな独裁政権の誕生を許してしまうこと、である。そのような結末に陥らないために、私たちは、行動を起こす前に、全体の計画、個々の戦術を緻密に練り上げる必要があるとする。

私は、最近、アメリカにおいて成功した労働運動、とりわけストライキについて学んでいる。それらのストライキに共通することは、実際にストライキに突入する何年も前から計画を立て、極めて戦略的な活動をしているということである。そのような最近の事例に照らしても、シャープ博士の主張には首肯せざるを得なかった。本書では、一般論としての計画・戦略が述べられ、末尾では実際にとりうる手段が一八九個にわたり紹介されている。大変、実践的で参考になる。

4 不断の努力を続けよう！

戦略的にね！

シャープ博士は、本書の最後で次のように述べ

ている。「もし人々が自らの自由のために何が必要かを把握できれば、苦痛は伴うが、いずれその自由をもたらす行動の流れを描き出すことができる。そうすれば、不断の努力の下に新しい民主主義的規律を構築し、その防衛に備えることができる。このタイプの闘争で得られた自由は永続する。自由を護り、豊かにすることに打ち込む粘り強い人々によって、それは保持されていくのだ」と。この結びを読み終わった後に、日本国憲法を読んでみると、九七条の「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」との定め、二二条の「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」との定めが重みがあり、非常にずっしりと伝わってくる。ぜひ、本書を読んで、「不断の努力」による闘いを実践的に行うヒントを感じてもらえればと思う。

法律家になりたい人のための 制度へ

東京 和田壮一郎

1 経歴

私は、二〇一七年にロースクールを修了しました。その後、二回目の司法試験で合格することができました。私は、大規模な都内のロースクールに通学していました。ロースクール生活を振り返ると共に、ロースクール制度についての意見を述べたいと思います。

2 ロースクールの授業

事前に出された課題について予習し、授業中に教授の質問を受け、答えるという形式（通称ソクラテスメソッドといいます）です。一部の先生は、授業の進め方がうまく、授業中本当に頭を使うよい授業となることもありま

したが、大多数の教授は、ソクラテスメソッドといわれる授業方法を有効に行うことはできず、予習してきた答えを単に答え合わせするだけになってしまふこともありました。

基本科目の授業の中には、判例の問題点を批判的に検討する、判例の射程が与えられた事案に対して及ぶのかという点を検討するなど実践的なものもあり、弁護士になってからも役に立つところもあり、自力では学習しにくいところなので、ロースクールの良い側面かなと思います。

一方、司法試験の可否には直結しないという意味で役にたたない科目は、多かつたと思います。しかし、そのような科目でも、その分野の一流の方をお呼びしていて非常に面白く、実務家になったら改めて勉強したいと思うものもありました。例えば、私は租税法を

司法試験の選択科目で選択しました。そのきっかけになったのは、ロースクールの授業で実際に大蔵省で働いていた教授に税法の面白い側面を聞き、興味を持ったからです（私の仕事に役に立つ部分が今後出てくるかはわかりませんが……）。

また私が実際に受けた科目の中には、エクスターンシップという法律事務所実際に弁護士と共に裁判の期日や弁論準備手続に行かせていただけるものがありました。弁護士の仕事のイメージが湧き、モチベーションの向上につながりよい体験であったと考えています。

リーガルクリニクという弁護士と共に事案を分析して、議論をするという機会もあり、司法試験の問題を解く発想と実務の発想も共通する部分があることを知り、勉強になりました。

3 ロースクール生の普段の勉強

ロースクール生の日常は、授業を受け、夜遅くまで勉強するという人が一般的です。

受験に対して意識の高い学生は、自主的なゼミを組んで、司法試験の過去問の答案を作成するなどしています。一方、純粹未修の方や法律の勉強に置いて行かれた人など司法試

ロースクールの実情と 法曹養成

験の勉強のノウハウがわからない方は、漫然と授業を受けて試験に向かってしまい、司法試験に関係のない勉強をしてしまうなど、学生間の情報格差は大きいというのが実感です。

ロースクール側も修了生の弁護士を呼び、司法試験の勉強のフォローをしようとしています。司法試験の勉強のフォローをしようとしていますが、なかなか格差は埋まらないこともあります。正規の授業が機能していないことを証明しているともいえるので改善が必要なのではないでしょうか。

ロースクールも実は受験指導をしているのが現状です。具体的には、正規の授業とは別枠で修了生に受験に関する講座をしてもらうなどして、受験技術の継承を学校側もバックアップしています。学生も受験に真剣な人は、取り入れています。特に私立のロースクールだとこうした傾向は顕著だと思います。

4 ロースクール制度について思うこと

私は、様々なバックグラウンドを持つ人材を集めるという理念自体はそれほど間違いではないと考えています。しかし現状は、未修の定員を減らすなど、理念と逆行

してしまっています。そもそも、受験指導をしてはいけないというのは、非常に矛盾した話であり、もつと公然と受験指導があってもよいのではないかと思っています。受験技術などと言っても答案を書く力は結局、将来法律家となった時の文章を書く力につながってくるのであるから、小手先の力とみなす必要はなく、法律家養成の重要な手段として堂々と行えばいいと思います。

また、元来から言われた通りに、高い学費は問題です。私のような大学生からロースクールに入る者は、ロースクール受験をする段階で大学で就職活動をするべきなのか、このまま司法試験を目指すべきなのか、非常に悩みを持った人が多かったと思います。特に私がロースクール受験をするときは、司法修習生の就職難があり、このままの進路を突き進むべきかが大きな問題だったと記憶しています。

ロースクールでも、弁護士になってもやっていけないか途中で不安になり、公務員試験を受けたり、インハウスローヤーに進路を変える方も一定程度います。ロースクールもこれらの法曹界の多様な進路として、法曹資格をもちながら、公共機関や企業で働いている人を招き、学生が話を聞く機会を設けています。

新たな職域拡大とはいえずし、意義のある仕事であると思いますが、学生側の動機は安定志向という側面があり、私自身としてはロースクールの教育態度としてそれでいいのかと思うことはあります。青法協の会員が取り組んでいるような人権活動が紹介される機会がもつとロースクール教育の中であつてもいいと思います。実際に弁護士となって人権活動に取り組みなくても法律家としてのマインドを養う意味で重要だと思います。

一方、今のロースクール制度自体に問題はあつても、私個人としてはロースクール制度に反対ではありません。理由としては、大学という學術機関が法曹養成に関わるのは、研究者と実務家の距離が近くなるという意味で、いい影響を及ぼすこともあるのではないかといいことと、学費の面を解決できるなら、以上であげた問題を改善することでよい教育機関になれるのではないかと考えています。いずれにしても、どんな方でも意欲と志があれば目指せるような環境が整備されなければならぬと思います。



一人の人は社会に通じる、世界に通じる

～マザーテレサから学ぶ
社会改革と幸福の本当の道筋～

みなさん、体力維持は何をされていますか。私は、運動する時間がないので移動時間を使い一日二万歩を目標に歩いています。その際にはiPodが欠かせません。貸出無料の図書館から講演や小説のCDを毎週借り続け、お陰で藤沢周平、池波正太郎作品の魅力も知りました。

ところで、一番聴くのは、本もよく読む田坂広志さん、喜多川泰さんですが、最近では河合隼雄さんのお話です。もっと聴きたいと思えばCDの講話集を購入しましたが、おもしろく、学ぶこと満載でした。その中から心に残ったお話を。

マザーテレサの失敗のお話です。彼女は貧しい国を助けようと一生懸命になります。気

持ちが先に行き、また効率を考え、たくさんの人を助けよう、社会改革をしようと思いますが、うまくいきません。人を見ずにお腹がすいてない人にパンをあげたり、肩が痛い人の肩を担いであげたりしたからです。自分は必死になってしていますが、されている本人から見ればた迷惑なことばかりだったのです。これに気づいた彼女は、目の前にいる一人の人をよく見て、その人のために役立つことの気持ちで接することにしました。すると、おもしろいことが起こったのです。

おもしろいこととは何でしょうか。彼女の言葉で言えば「必要なときに必要なことが起こった」のです。お金があるなあと思っていたら何かのことで賞金が入ってきたとか、薪があれば暖められるなあと思えば薪を持ってくる人がきたとか、笑いたくなるほどのことが起きたのです。「一人の人が社会に、世界に通じていた」のです。

そして、幸福を考えると、「偶然」ということがとても大事だと言います。目標を立て、こうすればああなる、というのによいのですが、どこからかやってきた、あつ、これだ！という体験が重要だということです。こ

れが欲しいときに偶々これが来た！というのは、その人だけの体験であり、それがその人の自信、確信になります。自分のためというのではなく、目の前の人のためという態度で考えたときに、おもしろい偶然からいろんなことが起きるといいます。

河合さん自身も、自分のところには心を病み、絶望的どうしたらよいかわからない人ばかり来る。どうしたらよいかわからないのに何故自分は相談をしているのかと言えば、その人と一緒にその中にいたら何かふとおもしろいことが起こるからだと言います。それをバツと捕まえねばならないが、そのことが非常に意味を持っている。幸福を追求しようとかがんばっているとかがえって幸福は逃げてしまう。自分が生きることや目の前にいる一人の人に一生懸命になっていると、何か、あこれが幸福かというものがついてくる、これが幸福のおもしろいところ、このことでした。そういうものなのか。うーん、深いなあ。

(青法協弁学合同部会議長 北村 栄)

安倍総理大臣および安倍政権に対し、桜を見る会について、徹底的な資料開示と説明を求め、桜を見る会に関する政治的・道義的・法的責任を追及する決議

1 二〇一九年五月、歴代総理大臣が主催してきた「桜を見る会」について、第二次安倍政権以降、参加者と経費が急増していることが追及された。内閣府は、桜を見る会の招待者の範囲について、「功労・功績のある方」を各府省が推薦する」としているが、実際には、安倍内閣総理大臣（以下「安倍首相」という）をはじめ、後援会・支援者の招待枠を自民党のなかで割り振っているということ、安倍昭恵内閣総理大臣夫人（以下「安倍首相夫人」という）の推薦もあったことが判明した。

二〇一九年の桜を見る会では、安倍首相の後援会員が八五〇人招待され、中にはいわゆる反社会的勢力とされる人の出席も判明した。多数の消費者被害を生じさせ、消費者庁からマルチ商法と認定された事業者が、安倍首相や安倍首相夫人と二緒に写った写真を利用して被害者を信用させたことも明らかになった。

加えて、ホテルで開催された安倍首相の後援会員が参加した桜を見る会の前夜祭では、参加者から政治団体「安倍晋三後援会」が会費を受け取り、ホテルに支払ったにもかかわらず、安倍首相の政治資金管

理団体は政治資金収支報告書に前記会費収入を記載していなかったことが判明した。しかも、前夜祭の会費は、通常、当該ホテルで同規模の会を開催することが不可能というべき低額であった。

さらに、桜を見る会の招待者に関する資料について、内閣府は、資料の開示要求があった日に廃棄したと説明した。

2 桜を見る会及び前夜祭は、安倍首相や自民党議員が、公金で後援会員等の支援者を招待するという実態があったが、これは財政法の趣旨に反して、公金を私的に利用しており、政治的・道義的に許されないことが明らかである。桜を見る会がマルチ商法の消費者被害の拡大に寄与したことに對する政治的・道義的責任も大きい。さらに、国の事務を誠実に行うべき安倍首相が、自身の支援者等の利益を図る目的で、予算枠を大幅に超える公金を支出したことに背任罪が成立する疑いすらある。そして、当該後援会員が選挙民であれば、公職選挙法が規制する寄

付行為に該当する可能性があり、違法の疑いがある。また、安倍首相の政治団体は、政治資金収支報告書に桜を見る会前夜祭の収支を記載していないため、政治資金規正法に違反する疑いもある。

さらに、安倍政権は、公文書の保存期間を恣意的に定め、政権にとつて都合の悪い文書について、資料開示の要求があった日に廃棄をしたり、保存期間を短くして廃棄をしたとして、説明責任を果たさないという対応を行っている。これは、「公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用しうるものであること」にかんがみ、国民主権の理念にのっとり、（中略）行政文書等の適正な管理（中略）を図り、もつて行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国（中略）の有する諸活動を現在および将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」という公文書管理法の目的、趣旨に明確に反するものであり（公文書管理法一条、四条、二一条参照）国民の知る権利、民主主義を侵害する行動といわざるを得ない。

今後の日程

【第51回定時総会】

2020年6月27日(土)～28日(日) 宮城県

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

5月13日(水) 16時～ 青法協本部

【修習生委員会】

5月11日(月) 11時～ 青法協本部

【広報委員会】

5月29日(金) 18時～ 青法協本部

第17回人権研究交流集会(アクロス福岡)

2021年3月20日(土) 午後 分科会

3月21日(日) 午前 全体会

当部会も参加している改憲問題対策法律家6団体連絡会と戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会が3月24日、「東京高等検察庁黒川弘務検事長の定年延長に関する閣議決定の撤回と黒川検事長の辞職を求め、検察庁法改正案に反対する共同声明」を発表しました。詳しくは当部会のHPをご参照ください。

内閣府以外の各府庁には推薦者名簿が残存していることもわかっており、また、安倍首相の地元事務所にも取りまとめの名簿が残っているはずである。上記の通り、政治的、道義的、法的責任が問われているのであるから、安倍首相及び安倍政権は、関連するすべての文書を、マスキングをすることなく開示し、上記種々の疑惑について誠実に説明しなければならぬ。

当部会は、安倍首相及び安倍政権に対し、徹底的な資料開示と説明を求める。

3 二〇二〇年二月三日、桜を見る会を追及する法律家の会が結成された。

当部会は、桜を見る会を追及する法律家の会の活動と連帯し、安倍首相及び安倍政権の責任を追及していく。

二〇二〇年三月七日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第四回拡大常任委員会

編集後記

▼今回の大阪支部特集号も、現在進行している事件や、積極的に活動されている方の活動記などをお届けすることができました。

原稿を執筆して下さった先生方、ありがとうございました。▼現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、いつもの日常が脅かされています。根拠のない情報が元となり、ツイッターやティッシュペーパーが店頭から消えたときには、恐怖を感じました。新型コロナウイルス対策の特別措置法が施行され、「緊急事態宣言」も可能になりました。緊急事態宣言が出される場合、国民の権利と自由の制限が本当に必要な最小限にとどめられるのか、法律家として冷静に見ていかなければいけないと思っています。▼本号が皆さまのお手元に届くころには、状況が少しでも良い方向へ向かうことを願っています。

(枝川直美)